

「コムストックローン約款」【コムストックローン・SBI証券】一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 25 年 7 月 22 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>コムストックローン約款 【コムストックローン・SBI証券】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>	<p>コムストックローン約款 【コムストックローン・SBI証券】</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p>
<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、<u>日本証券金融株式会社</u>（以下「<u>日証金</u>」といいます。）のコムストックローン・SBI証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と株式会社SBI証券（以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。）および<u>日証金</u>との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>日証金</u>が、<u>提携証券会社</u>に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（<u>提携証券会社</u>に信用取引口座を開設されているお客様は除きます。以下同じとします。）に対し、当該お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p>	<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、<u>大阪証券金融株式会社</u>（以下「<u>当社</u>」といいます。）のコムストックローン・SBI証券（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と株式会社SBI証券（以下「<u>提携証券会社</u>」といいます。）および<u>当社</u>との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、<u>当社</u>が、<u>提携証券会社</u>に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様（<u>提携証券会社</u>に信用取引口座を開設されているお客様は除きます。以下同じとします。）に対し、当該お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p>
<p>第2条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 本融資契約は、お客様から<u>日証金</u>所定のコムストックローン利用申込書により申込みを受け、審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとします。</p> <p>(2) 契約が成立した場合は、お客様に<u>日証金</u>のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行します。ログインIDおよびパスワードについては次のとおり取り扱います。</p> <p>① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会（以下「申込み等」といいます。）を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>日証金</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致することを確認する必要があります。</p>	<p>第2条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 本融資契約は、お客様から<u>当社</u>所定のコムストックローン利用申込書により申込みを受け、審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとします。</p> <p>(2) 契約が成立した場合は、お客様に<u>当社</u>のウェブサイトのログインIDおよびパスワードを発行します。ログインIDおよびパスワードについては次のとおり取り扱います。</p> <p>① お客様が本融資にかかる申込みおよび照会（以下「申込み等」といいます。）を行うにあたっては、ログインIDおよびパスワードを必要とし、<u>当社</u>発行のログインIDおよびパスワードとお客様がご利用時に使用するログインIDおよびパスワードとが一致することを確認する必要があります。</p>

新	旧
<p>よびパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>② <u>日証金</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③ ログインIDおよびパスワードの管理はお客様の責任において行うものとします。ログインIDおよびパスワードの漏洩によって発生した損害について<u>日証金</u>および提携証券会社はいっさいその責任を負いません。ただし、<u>日証金</u>および提携証券会社の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>④ 【現行どおり】</p> <p>(3) 【現行どおり】</p> <p>(4) 契約期間満了日までにお客様から<u>日証金</u>所定の方法により申込みがなされ、かつ、審査の結果、適当と認められた場合は、1年間更新されるものとし、以後も同様とします。更新が認められた場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>2 融資方法</p> <p>(1) 本融資の実行は、<u>日証金</u>が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) 【現行どおり】</p> <p>(3) 第1号の融資限度額は、第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち<u>日証金</u>が適当と認めるものの時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、3,000万円を上限とします。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>日証金</u>所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>日証金</u>が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の<u>日証金</u>が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(5) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に<u>日証金</u>に届け出たお客様の銀行口座または提携証券会社の証券取引口座に振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(6) 担保有価証券の時価額は、市場価格から<u>日証金</u>が採用した価格に株数または口数</p>	<p>びパスワードとが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>② <u>当社</u>は、ログインIDおよびパスワードの確認をもって、お客様の本人確認を行い、申込み等はお客様本人によってなされたものとみなします。</p> <p>③ ログインIDおよびパスワードの管理はお客様の責任において行うものとします。ログインIDおよびパスワードの漏洩によって発生した損害について<u>当社</u>および提携証券会社はいっさいその責任を負いません。ただし、<u>当社</u>および提携証券会社の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。</p> <p>④ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 契約期間満了日までにお客様から<u>当社</u>所定の方法により申込みがなされ、かつ、審査の結果、適当と認められた場合は、1年間更新されるものとし、以後も同様とします。更新が認められた場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>2 融資方法</p> <p>(1) 本融資の実行は、<u>当社</u>が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第1号の融資限度額は、第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち<u>当社</u>が適当と認めるものの時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、3,000万円を上限とします。</p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>当社</u>所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>当社</u>が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の<u>当社</u>が定める金額とすることができるものとします。</p> <p>(5) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に<u>当社</u>に届け出たお客様の銀行口座または提携証券会社の証券取引口座に振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(6) 担保有価証券の時価額は、市場価格から<u>当社</u>が採用した価格に株数または口数を</p>

新	旧
<p>を乗じて得た額とします。なお、市場価格から日証金が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) 返済を行うときは、前営業日までに日証金に通知していただきます。</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p>① 日証金の指定する日証金の銀行口座へ振り込む方法。</p> <p>②～③ 〔現行どおり〕</p> <p>④ その他日証金が特に認めた方法。</p> <p>①の方法については日証金が返済のための振込みである旨を確認できた日、②から④までの方法については日証金に入金された日をもって、返済日とします。</p> <p>(4) 前号②に定める売却返済は、お客様が担保有価証券を売却した場合、日証金はお客様から委任を受け、提携証券会社に対し、お客様の証券取引口座から当該売却代金のうち日証金が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。</p> <p>(5) 第3号③に定める預り金返済は、お客様から申込みを受けた場合、日証金はお客様から委任を受け、提携証券会社に対し、お客様の証券取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、当該返済申込額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。</p> <p>(6) 前2号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</p> <p>① 日証金の同意がなければ解除または変更しないこと。</p> <p>② 〔現行どおり〕</p> <p>③ 日証金が指定する返済必要額または預り金返済にかかる金額を直接、提携証券会社から受領しないこと。</p> <p>4 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行</p>	<p>乗じて得た額とします。なお、市場価格から当社が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 返済を行うときは、前営業日までに当社に通知していただきます。</p> <p>(3) 返済は、次の方法によります。</p> <p>① 当社の指定する当社の銀行口座へ振り込む方法。</p> <p>②～③ [略]</p> <p>④ その他当社が特に認めた方法。</p> <p>①の方法については当社が返済のための振込みである旨を確認できた日、②から④までの方法については当社に入金された日をもって、返済日とします。</p> <p>(4) 前号②に定める売却返済は、お客様が担保有価証券を売却した場合、当社はお客様から委任を受け、提携証券会社に対し、お客様の証券取引口座から当該売却代金のうち当社が指定する返済必要額に相当する金銭の引出しを請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。</p> <p>(5) 第3号③に定める預り金返済は、お客様から申込みを受けた場合、当社はお客様から委任を受け、提携証券会社に対し、お客様の証券取引口座から返済申込額に相当する金銭の引出しを請求し、当該返済申込額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。</p> <p>(6) 前2号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</p> <p>① 当社の同意がなければ解除または変更しないこと。</p> <p>② [略]</p> <p>③ 当社が指定する返済必要額または預り金返済にかかる金額を直接、提携証券会社から受領しないこと。</p> <p>4 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1) 本融資の利率は、契約締結日において当社が定めるところによるものとします。ただし、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、一般に行われる</p>

新	旧
<p>われる程度のものに変更できるものとし、変更する場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>(2)～(3)〔現行どおり〕</p> <p>5 〔現行どおり〕</p> <p>第3条（担保）</p> <p>1 担保有価証券は、<u>日証金</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとし、</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、<u>日証金</u>所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、お客様が提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券について、<u>日証金</u>を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程等の定めに従い、提携証券会社に開設した<u>日証金</u>の振替決済口座の質権口（以下「<u>日証金</u>質権口座」といいます。）への増加の記載または記録により行うものとし、</p> <p>3 前項の根質権の設定のため、提携証券会社がおお客様の口座から<u>日証金</u>質権口座へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</p> <p>4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとし、<u>外国株式等</u>の外国証券は除きます。</p> <p>(1) <u>株式</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>(4) 投資信託の受益証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>5 <u>日証金</u>質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により<u>日証金</u>質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第2項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ<u>日証</u></p>	<p>程度のものに変更できるものとし、変更する場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>(2)～(3)〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>第3条（担保）</p> <p>1 担保有価証券は、<u>当社</u>に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとし、</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、<u>当社</u>所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、お客様が提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券について、<u>当社</u>を権利者とする根質権を設定していただきます。根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程等の定めに従い、提携証券会社に開設した<u>当社</u>の振替決済口座の質権口（以下「<u>当社</u>質権口座」といいます。）への増加の記載または記録により行うものとし、</p> <p>3 前項の根質権の設定のため、提携証券会社がおお客様の口座から<u>当社</u>質権口座へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</p> <p>4 お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとし、<u>外国株券等</u>の外国証券は除きます。</p> <p>(1) <u>株券</u></p> <p>(2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>(4) 投資信託の受益証券</p> <p>(5) 受益証券発行信託の受益証券</p> <p>5 <u>当社</u>質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により<u>当社</u>質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第2項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ<u>当社</u>に担</p>

新	旧
<p>金に担保差入れの意思表示を行ったものとします。</p> <p>6～8 〔現行どおり〕</p> <p>9 お客様は、<u>日証金</u>が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することについては、これに同意し、提携証券会社と<u>日証金</u>の定めるところに従うものとします。</p> <p>10 〔現行どおり〕</p> <p>第4条（担保不足等）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。）となった場合には、<u>日証金</u>からの請求により、直ちに<u>日証金</u>が適当と認める担保を追加差入れまたは融資金の一部を返済していただきます。</p> <p>2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>日証金</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>日証金</u>が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</p> <p>3 お客様は、担保不足その他<u>日証金</u>が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、<u>日証金</u>の提携証券会社への指示により<u>日証金</u>が債権保全上必要な範囲内において、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金）が停止されることに同意するものとします。</p> <p>第5条（担保処分）</p> <p>コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>日証金</u>は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>日証金</u>において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には<u>日証金</u>はこれを権利者に返還するものとします。</p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p>	<p>保差入れの意思表示を行ったものとします。</p> <p>6～8 〔 略 〕</p> <p>9 お客様は、<u>当社</u>が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することについては、これに同意し、提携証券会社と<u>当社</u>の定めるところに従うものとします。</p> <p>10 〔 略 〕</p> <p>第4条（担保不足等）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。）となった場合には、<u>当社</u>からの請求により、直ちに<u>当社</u>が適当と認める担保を追加差入れまたは融資金の一部を返済していただきます。</p> <p>2 前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について<u>当社</u>が適当でないと判断したときは、請求によって、直ちに<u>当社</u>が適当と認める担保を追加差入れしていただきます。</p> <p>3 お客様は、担保不足その他<u>当社</u>が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、<u>当社</u>の提携証券会社への指示により<u>当社</u>が債権保全上必要な範囲内において、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金）が停止されることに同意するものとします。</p> <p>第5条（担保処分）</p> <p>コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、<u>当社</u>は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券を必ずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>当社</u>において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には<u>当社</u>はこれを権利者に返還するものとします。</p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p>

新	旧
<p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>日証金</u>から通知、催告等がなくても<u>日証金</u>に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [現行どおり]</p> <p>(3) お客様の<u>日証金</u>に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、<u>日証金</u>においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5)～(7) [現行どおり]</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>日証金</u>からの請求によって<u>日証金</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [現行どおり]</p> <p>(3) お客様が<u>日証金</u>との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) [現行どおり]</p>	<p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>当社</u>から通知、催告等がなくても<u>当社</u>に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) お客様の<u>当社</u>に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、<u>当社</u>においてお客様の所在が不明となったときまたは一定期間連絡がとれなくなったとき。</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>2 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、<u>当社</u>からの請求によって<u>当社</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) お客様が<u>当社</u>との取引約定に違反したとき。</p> <p>(4) [略]</p>
<p>第7条（月次報告書）</p> <p>1 <u>日証金</u>とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の1日（休日の場合はその翌営業日）に<u>日証金</u>からお客様に交付します。</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 お客様は、第1項の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに<u>日証金</u>に対して連絡していただきます。</p> <p>4 第1項の月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、<u>日証金</u>は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第7条（月次報告書）</p> <p>1 <u>当社</u>とお客様との取引の明細については、毎月末現在を基準として月次報告書を作成し、翌月の1日（休日の場合はその翌営業日）に<u>当社</u>からお客様に交付します。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 お客様は、第1項の月次報告書によりその内容を確認し、記載内容に疑義がある場合は、すみやかに<u>当社</u>に対して連絡していただきます。</p> <p>4 第1項の月次報告書の交付後、15日以内にお客様より前項に定める連絡がない場合は、<u>当社</u>は、当該報告書の記載内容すべてについて承認いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第8条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1 お客様が<u>日証金</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>日証金</u>の帳簿、伝票等の記</p>	<p>第8条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1 お客様が<u>当社</u>に差し入れた書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、<u>当社</u>の帳簿、伝票等の記録に</p>

新	旧
<p>録に基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>日証金</u>が請求した場合には直ちに代わりの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>日証金</u>の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p>3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が<u>日証金</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。</p> <p>4 次に掲げる事項により生じた損害については、<u>日証金</u>および提携証券会社はその責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) <u>日証金</u>および提携証券会社に故意または重過失がなく発生したシステム障害。</p> <p>5 〔現行どおり〕</p> <p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名その他<u>日証金</u>に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに<u>日証金</u>所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。</p> <p>2 前項の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由により、<u>日証金</u>が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p> <p>第10条（成年後見人等の届出）</p> <p>1～2 〔現行どおり〕</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>日証金</u>の責に帰すべき場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について<u>日証金</u>から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p>	<p>基づいて債務を弁済していただきます。なお、<u>当社</u>が請求した場合には直ちに代わりの書類を差し入れていただきます。この場合に生じた損害については、<u>当社</u>の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 お客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、およびお客様の権利を保全するためにお客様が<u>当社</u>に協力を依頼した場合に要した費用は、お客様の負担とします。</p> <p>4 次に掲げる事項により生じた損害については、<u>当社</u>および提携証券会社はその責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>当社</u>および提携証券会社に故意または重過失がなく発生したシステム障害。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名その他<u>当社</u>に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに<u>当社</u>所定の届出事項変更届により届出をしていただきます。</p> <p>2 前項の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由により、<u>当社</u>が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。</p> <p>第10条（成年後見人等の届出）</p> <p>1～2 〔略〕</p> <p>3 お客様について前2項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出をしていただくものとし、届出の前に生じたお客様の損害については、<u>当社</u>の責に帰すべき場合を除いて、お客様の負担とします。</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <p>1 財産、収入等の信用状態について<u>当社</u>から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p>

新	旧
<p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、<u>日証金</u>に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第12条（解約）</p> <p>1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。</p> <p>(1)～(4)〔現行どおり〕</p> <p>(5) <u>日証金</u>がやむをえない事由により解約を申し出たとき。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、<u>日証金</u>は、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>第13条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他<u>日証金</u>の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、<u>日証金本店または支店の所在地</u>を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>第15条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 〔現行どおり〕</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)～(3)〔現行どおり〕</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>日証金</u>の信用を毀損し、または<u>日証金</u>の業務を妨害する行為。</p>	<p>2 財産、収入等の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、<u>当社</u>に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第12条（解約）</p> <p>1 次の場合には、本契約は解除されるものとします。この場合、残債務があるときは、直ちに弁済していただきます。</p> <p>(1)～(4)〔略〕</p> <p>(5) <u>当社</u>がやむをえない事由により解約を申し出たとき。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様の債務が消滅した場合には、<u>当社</u>は、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>第13条（約款の改訂変更）</p> <p>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他<u>当社</u>の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の申入れがないときは、同意があったものとして取り扱います。</p> <p>第14条（合意管轄）</p> <p>この約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、<u>当社本店の所在地</u>を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p>第15条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1)～(3)〔略〕</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当社</u>の信用を毀損し、または<u>当社</u>の業務を妨害する行為。</p>

新	旧
<p>(5)〔現行どおり〕</p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、<u>日証金</u>からの請求によって、<u>日証金</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、<u>日証金</u>になんらの請求をしないものとします。また、<u>日証金</u>に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成25年7月</u></p>	<p>(5)〔略〕</p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、<u>当社</u>からの請求によって、<u>当社</u>に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、<u>当社</u>になんらの請求をしないものとします。また、<u>当社</u>に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>平成23年10月</u></p>